



医療機関版

NEWS LETTER

2020年9月号

白川浩平税理士事務所

高知市堺町2番26号高知中央ビジネススクエア 8 F
 TEL : 088-855-8205 / FAX : 088-854-6466
 info@shirakawa-office.com

Topic

オンライン資格確認の医療機関向け支援



健康保険証の資格確認がオンラインで可能となる「オンライン資格確認」が、来年3月にスタートします。医療機関ではシステム等の準備が必要となりますが、これについて、無償提供や補助金による支援が始まりました。

まずは専用ポータルサイトで登録を

オンライン資格確認により、受付、診療・調剤・服薬指導、診療報酬請求が効率化でき、特定健診情報や薬剤情報の閲覧も可能となります（薬剤情報は来年10月～）。医療機関や薬局におけるシステムの準備には、右の①②の支援を受けることができます。

申請は、専用ポータルサイトから行います。まずはアカウント登録をお済ませください。

<2021年3月に開始する場合のスケジュール>

2020年7月	ポータルサイトにアカウントを登録
8～9月	顔認証付きカードリーダー(右記①)の申込
～12月	オンライン資格確認等システムの利用申請と電子証明書発行申請
2021年3月	オンライン資格確認、開始

〔導入後〕補助金(右記②)の申請

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係
 医療機関等向けポータルサイト
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

【医療機関・薬局向けの支援策】

① 顔認証付きカードリーダーの無償提供

オンライン資格確認は、マイナンバーカードのICチップや健康保険証の記号番号によって行われますが、その際に使用する「顔認証付きカードリーダー」が無償提供されることとなりました（診療所や薬局の場合、1台が無償提供）。

② それ以外の費用も補助の対象に

また、オンライン資格確認の導入に伴うシステムの導入や改修、ネットワーク環境整備についても、補助の対象となります（診療所、薬局（大型チェーン薬局以外）の場合、事業額の3/4を補助。補助の上限は32.1万円）。

補助の対象となる事業

- ◆ 資格確認端末の購入・導入
- ◆ レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等のアプリケーションに組み込むパッケージソフトの購入・導入
- ◆ オンライン請求回線の導入、既存の回線の増強
- ◆ オンライン資格確認に必要なレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修※ 等

※ 電子カルテシステムの改修は、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修を含みます。

医療法人 1 法人あたりの交際費等支出額

令和2年度税制改正で、交際費等の損金不算入制度の適用期限が2年延長されました。ここでは、今年5月に発表された国税庁の「会社標本調査※」の最新版などから、直近3年度分の医療法人1法人あたり年間の交際費等支出額の推移をご紹介します。

利益計上法人の平均は210万円台に

上記調査結果から、直近3年度分の医療法人1法人あたり年間の交際費等支出額を、資本金階級別にまとめると、右表のとおりです。

利益計上法人の資本金階級計は210万円台で推移しており、3年間の平均は213.2万円となりました。

最新版の2018年度の結果では、資本金階級計が217.3万円、1億円以下計が214.1万円と同様な金額になっています。1億円超計は451.0万円で、資本金階級計の2倍程度です。2016、2017年度もおおむね同様な傾向がみられます。

医療法人1法人あたり年間の交際費等支出額の推移(千円)

利益計上法人				
資本金階級	2016年度分	2017年度分	2018年度分	平均
100万円以下	1,998	2,006	2,085	2,030
100万円超	1,534	1,654	1,617	1,602
200万円超	1,945	1,826	1,965	1,912
500万円超	1,880	1,873	1,932	1,895
1,000万円超	2,019	2,114	2,139	2,090
2,000万円超	2,635	2,599	2,663	2,632
5,000万円超	3,802	3,925	3,948	3,892
1億円以下計	2,078	2,079	2,141	2,099
1億円超	4,377	3,929	4,497	4,268
10億円超	9,000	6,667	6,000	7,222
1億円超計	4,431	3,949	4,510	4,296
(再掲)1億円未満	2,071	2,074	2,137	2,094
(再掲)1億円以上	4,641	4,100	4,616	4,452
計	2,115	2,107	2,173	2,132

欠損法人の平均は160万円程度に

欠損法人の資本金階級計は、160万円程度で推移しており、3年間の平均は161.3万円になりました。利益計上法人より50万円ほど少なくなっています。

2018年度の結果では1億円以下計が160.3万円で、資本金階級計と同様な金額になっています。1億円超計は343.3万円と資本金階級計の2倍程度になっており、2016年度、17年度もおおむね同様です。

自院の交際費等支出額は、同規模の他医院と比べてどうなのか、このデータと比較してみてはいかがでしょうか。

欠損法人				
資本金階級	2016年度分	2017年度分	2018年度分	平均
100万円以下	1,906	1,887	1,832	1,875
100万円超	1,397	1,332	1,327	1,352
200万円超	1,350	1,612	1,479	1,480
500万円超	1,433	1,451	1,436	1,440
1,000万円超	1,491	1,456	1,497	1,481
2,000万円超	1,763	1,805	1,802	1,790
5,000万円超	2,483	2,365	2,401	2,416
1億円以下計	1,586	1,620	1,603	1,603
1億円超	2,838	3,366	3,306	3,170
10億円超	8,500	9,000	9,667	9,056
1億円超計	2,905	3,480	3,433	3,273
(再掲)1億円未満	1,584	1,619	1,601	1,601
(再掲)1億円以上	2,957	3,374	3,348	3,227
計	1,595	1,632	1,613	1,613

国税庁「会社標本調査」より作成

※国税庁「会社標本調査」

内国普通法人（休業、清算中の法人や一般社団・財団法人及び特殊な法人を除く）を対象に、4月1日から翌年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度について、翌年7月31日現在でとりまとめたものです。ここでの交際費等支出額は、資本金階級別に集計された合計金額を法人数で除して求めた数字になります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/kaishahyohon/toukei.htm#kekka>

医療機関でみられる 人事労務Q&A



『職員が退職する際の業務引継ぎと年次有給休暇の取得』



先日、職員から1ヶ月後に退職したいと申し出がありました。その職員には重要な業務を任せていたので、後任への引継ぎを確実に行ってもらう必要がありますが、残りの年次有給休暇（以下、年休）をすべて取得してから退職したいという希望が出ています。年休を取得することによって、後任への引継ぎが終えられない事態となる場合、年休の取得を拒否することはできるでしょうか。



医院には、年休取得時期を変更できる権利がありますが、退職日までまとめて年休を取得し、退職日以降に変更する出勤日がない場合、本人からの年休取得を拒否することはできません。よって、まずは退職日に変更できないか、年休を取得しながら引継ぎに協力してもらえないか、など職員と十分話し合しましょう。

また、こうした事態を避けるためにも、重要な業務を分担できる体制を整備する、日頃から年休の取得促進をはかる、などの対策を講じておくことが重要です。

詳細解説：

1. 退職日までの年休取得

日常的に年休を取得しない職員のなかには、年休が数十日も残っているというケースが少なくありません。医院には、事業の正常な運営を妨げる場合、年休取得日を変更できる「時季変更権」がありますが、退職時にまとめて年休を取得するケースでは、変更する出勤日がないため、時季変更権を行使することはできません。



そのため、まずは退職日を変更できないか本人と話し合いを行い、可能であれば、引継ぎをしながら、並行して本人の希望する範囲で年休を取得してもらうようにします。

2. 退職時に引継ぎを確実にしてもらうために

就業規則等へ「1ヶ月前までに退職の申し出をすること」と規定している医院が多いと思いますが、年休の残日数の多い職員の退職

や、1ヶ月に1回しか実施しない業務の引継ぎがあると、十分な引継ぎが実施できないことがあります。退職の申し出は、自身の業務内容や年休取得の予定を考慮して、場合によっては1ヶ月前より前に行うよう、あらかじめ職員に周知しておきましょう。

また、特定の人にしかわからない業務を作らない体制や、業務内容や作業手順がわかるようなマニュアルを整備しておくなど、業務の属人化を回避し、急な引継ぎとなった場合であっても、滞りなく進められるよう、日頃から対策を講じておくことが重要です。

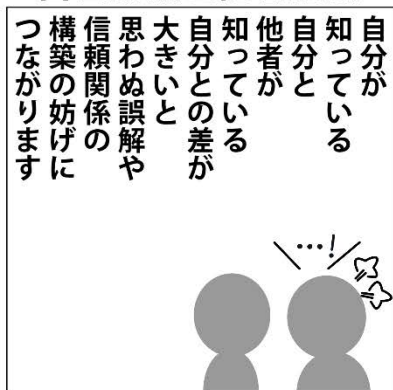
職員の退職時に引継ぎを確実にしてもらわないと、後任担当者が困ることになり、ひいては患者様へ悪影響を及ぼすことになりかねません。職員それぞれに事情があるため、やむを得ず急な退職の申し出となる場合もありますが、業務に支障が出ないよう確実に引継ぎを行いながら、本人の希望する年休取得ができるような職場づくりが求められます。

事例で学ぶ4コマ劇場 今月の接遇ワンポイント情報

『自己認識と他者認識』



自己認識と他者認識



ワンポイントアドバイス

自分が知っている自分と他者が知っている自分には、違いがあることをご存知ですか。

この違いが大きいと、思わぬ誤解が生じたり、評価が低かったり、信頼関係が築けなかったりします。

私達の言動には、潜在意識も影響していますので、何気なく過ごしていると、自分が気づいていない自分を他者が見ている状態が生まれます。単純なミスを繰り返す、接遇対応が悪い、気が利かない等、自覚がないままに、周りの人がイライラしてしまっていることがあります。これらは、自分では“できているつもり”でいると、後々周りの人との関係性が崩れていきます。

両者の一致部分を増やすには、まず気づいた周りの人が、思いやりの心を持って本人に伝えなくてはなりません。しかし何よりも、自分の努力が必要です。

自分が取り組まなければならない重要なポイントは、下記の2点です。

1. 他者から耳の痛いことを言われた際に、素直に耳を傾け、改善に努める
2. 無意識であっても素敵な自分が表現できるように、常に意識して時間を過ごす

事例のアイさんのように、自分のちょっとした言動で、患者様や周りのスタッフを不快にさせてしまうことはよくあります。時おり、周りの人から自分に対するアドバイスをもらい、素直に受け止めて改善に努めましょう。